

可児市一般廃棄物処理基本計画(案)に関する パブリックコメント(意見募集)の実施について

可児市一般廃棄物処理基本計画(案)について、次のとおりパブリックコメント(意見募集)を実施し、市民の皆様のご意見を募集致します。

1. 案件名	可児市一般廃棄物処理基本計画(案)への意見募集
2. 趣旨	<p>可児市は、平成 18 年から可児市一般廃棄物処理基本計画により、廃棄物の減量化・資源化を進めており、平成 27 年度で現計画期間が終了します。</p> <p>本市の過去 10 年間のごみの排出量については減少傾向にあります。が、現計画の見直しを行い、新たな課題に対応しながら、循環型社会の実現を目指し、さらなる廃棄物の減量化・資源化を進めるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定により、可児市一般廃棄物処理基本計画(平成 28～37 年度)を策定します。</p> <p>この計画(案)を公表し、市民の皆さまのご意見を募集します。</p>
3. 資料の公表と意見募集の期間	平成 28 年 1 月 5 日(火)～平成 28 年 1 月 25 日(月)
4. 資料の公表場所	<p>1. 市政資料コーナー(市役所西館 1 階)</p> <p>2. 環境課(市役所東館 4 階)</p> <p>3. 各連絡所</p> <p>4. 市ホームページ(http://www.city.kani.lg.jp/)</p> <p>1～3は、平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで(土曜日・日曜日・祝日の閲覧はできません)</p>
5. 意見を提出できる人	<p>1. 市内に在住又は在勤・在学する人</p> <p>2. 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体</p> <p>3. 本市に対して納税義務を有する個人及び法人</p> <p>4. 本案件について利害関係を有する個人、法人その他の団体</p>
6. 意見の提出方法	<p>案件名、意見、住所、氏名、連絡先(電話番号、メールアドレスなど)を記入のうえ、次のいずれかの方法でお願いします。(様式は自由です。別添の意見提出様式にて提出することもできます。)</p> <p>(1) 郵送(ハガキを含む)</p> <p>(2) ファックス</p> <p>(3) 電子メール</p> <p>(4) 環境課へ直接提出(平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで(土曜日・日曜日・祝日を除く))</p> <p>電話や口頭による意見は受付致しません。</p> <p>意見に対して個別に回答は致しませんので、予めご了承ください。</p> <p>意見提出期限は 1 月 25 日(月)です(郵送の場合は当日消印有効)</p>
7. 結果の公表	<p>提出された意見と検討結果は、2 月下旬ごろに市ホームページで公表します。</p> <p>公表時に住所、氏名などは公表しません。</p>
8. 問合せ及び提出先	<p>〒509-0292</p> <p>可児市広見一丁目 1 番地</p> <p>可児市役所市民部環境課生活環境係</p> <p>電話(0574)62-1111 内線 3405、3406</p> <p>ファックス(0574)63-6816</p> <p>E-mail kankyo@city.kani.lg.jp</p>